

船橋市地域リハビリテーション協議会設置要綱の一部を改正する要綱

船橋市地域リハビリテーション協議会設置要綱の一部を次のように改正する

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者及び障害のある<u>人を含むあらゆる</u>人々が、<u>住み慣れた</u>地域で生き生きと「<u>自立</u>」した生活を送れるよう、急性期から回復期、維持期・<u>生活期</u>まで適切なリハビリテーションが継続的に提供され、<u>医療、保健、福祉、介護等生活にかかわる市民及び関係機関が協力し、包括的かつ一体的な支援が行える</u>地域リハビリテーション体制を構築し、推進するために必要な事項を協議することを目的として、船橋市地域リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第9条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 高齢者及び障害のある人々が地域で生き生きと<u>自立</u>した生活を送れるよう、急性期から回復期、維持期まで適切なリハビリテーションが継続的に提供され<u>る</u>地域リハビリテーション体制を構築し、推進するために必要な事項を協議することを目的として、船橋市地域リハビリテーション協議会（以下「協議会」という。）を設置する。</p> <p>第2条～第9条 略</p>

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。